

児童手当について お知らせ

●受給資格者

▼中学校修了前の児童を養育している方

●支給額（児童1人あたり月額）

▼3歳未満 1万5000円

▼3歳以上小学校修了前

・第1子、第2子 1万円

・第3子以降 1万5000円

▼中学生 1万円

☆所得制限額以上の場合は一律5000円

☆所得上限額以上の場合支給なし

●支給月

▼令和6年6月（令和6年2月から5月分）

▼令和6年10月（令和6年6月から9月分）

★次の方は手続きが必要です。

①出生などにより、新たに養育する児童ができた方、養育する児童が増えた方

②他の市町村から転入された方で、養育する児童がいる方

（原則、申請した月の翌月分から支給となります。出生や転入などの場合は15日以内に申請してください。）

③受給者が加入する年金に変更

があった時（受給者が公務員になった時を含む。）

※申請書は町民課戸籍年金係でもお預かりします。

※認定の申請は申請者名義の通帳の写しが必要です。

※公務員の方で手続きが必要な場合は、勤務先にご確認ください。

※子育て支援のために、児童手当を町に寄附することができ

ます。希望の方はお問い合わせください。

■現況届の省略について

毎年提出いただいていた現況届の提出は、令和4年度から原則省略になりました。現況届の提出が必要な方には、6月初旬に現況届の様式を送付します。



＼ 令和6年10月分(12月支給)から児童手当制度が拡充となります /

支給額	3歳未満	第1子・2子 第3子以降	月額15,000円 月額30,000円
	3歳以上高校生	第1子・2子 第3子以降	月額10,000円 月額30,000円
	所得制限なし		

※令和6年10月支給以降は偶数月に前月までの2ヵ月分を支給します。

【問い合わせ】

健康福祉課
こども家庭センター係
☎ 86-10212

詳細や手続き等につきましては、町報8月号でお知らせします。

みなさんのご意見 お聞かせください！！

- 町政に関する意見・要望・身近なことについての要望などをお寄せください。
- 住所・氏名などが記入されていない場合は、お答えすることができません。
- 広報直通便のハガキは年3回（6月号・9月号・12月号）、広報しらたかに折り込みます。ぜひ、ご活用ください。

※ハガキの有効期限は令和7年3月31日です。
※役場・中央公民館入口にも「町民ご意見箱」を設置しております。どのようなご意見・ご要望でもかまいませんので、ご遠慮なくお寄せください。なお、専用の用紙も準備していますので、ご利用ください。



ふと浮かんだ
あなたの意見をお寄せください。
広報直通便

〒992-0890
白鷹町役場
企画政策課情報係
行

白鷹町大字東町853
白鷹町役場
企画政策課情報係
行

〒992-0890
白鷹町役場
企画政策課情報係
行

〒992-0890
白鷹町役場
企画政策課情報係
行

【問い合わせ】企画政策課デジタル推進室情報係 ☎ 85-6121

使用済み天ぷら油等を回収します

ほとんどの家庭から出る使用済み天ぷら油は、捨てれば「ごみ」ですが、【資源】として回収すれば、肥料などに生まれ変わります。

ごみを減らし、資源として活かす。誰にでもできる、「ゼロカーボン」の取組です。



回収品目

植物性の油

- ・サラダ油
- ・コーン油
- ・ごま油
- ・紅花油 など

回収できないもの

- ・動物性油（ラード・バター等）や鉱物油（エンジンオイル等）
- ・ドレッシングなど、油以外のものが混ざったもの
- ・ドロドロしたものや薬品で固めたもの
- ・パーム油は対象となりません

出し方

▼冷ましてから、天かす等の不純物を取り除き、ペットボトルに移し替え、しっかりフタを閉めてください。ペットボトルの大きさは自由です。（不純物は可能な限りすべて取り除いてください。）

▼未使用（賞味期限や消費期限の切れたもの）の場合、開封したものはペットボトルに移し替えて、未開封のものはそのまま出してください。

（ただし、缶の場合のみ、ペットボトルへ移し替えるうえお出しください。）

回収場所 / 日時

- ▼蚕桑地区コミュニティセンター
6月21日（金）午後1時～6月28日（金）正午まで
- ▼鮎貝地区コミュニティセンター
6月21日（金）午後1時～6月28日（金）正午まで
- ▼荒砥地区コミュニティセンター
7月1日（月）開館時～7月5日（金）正午まで
- ▼十王地区コミュニティセンター
7月5日（金）午後4時～7月12日（金）正午まで
- ▼鷹山地区コミュニティセンター
7月5日（金）午後4時～7月12日（金）正午まで
- ▼東根地区コミュニティセンター
6月28日（金）午後4時～7月5日（金）正午まで

リサイクルありがとう！

ご協力いただいた方に、ノベルティグッズを差し上げます。
（油の量に関わらず、お持ち込み1回につき1個）

【問い合わせ】
白鷹町美しい郷づくり推進会議
（事務局：町民課くらし環境係） ☎ 85-6131



6月23日～29日は

「男女共同参画週間」です



男性と女性が職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、皆さん一人一人の取組が必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

【問い合わせ】企画政策課企画調整係 ☎ 85-6123

